

フィリピンの高等教育政策と国際通用性
— 2013年基礎教育拡大法のインパクト—

The K to 12 Basic Education Reform in the Philippines:
Focusing on its Impact on Higher Education

森 利枝

MORI Rie

1. はじめに	59
2. 背景—2013年基礎教育拡大法まで	59
3. 法の段階的施行と高等教育へのインパクト	61
3.1 空白の学年の発生	61
3.2 高等教育の教職員支援の諸政策	62
4. おわりに	62
ABSTRACT	66

フィリピンの高等教育政策と国際通用性

— 2013年基礎教育拡大法のインパクト —

森 利枝*

要 旨

フィリピン共和国では2013年にフィリピン共和国法10533号、いわゆる2013年基礎教育拡大法が成立し、それまで10年間であった初等中等教育の期間は、幼稚園を含めてK to 12と呼び習わされることが象徴的に示すように、12年間に延長された。この結果フィリピンの学校システムは世界標準型のシステムに準拠することとなった。本稿はこの制度改正までの背景を説明し、今回の初等中等教育改革が高等教育に与えるインパクトとそれに伴い講じられる諸政策を整理して紹介、検討するものである。これによって、高大接続の教育政策上の課題を考えるうえでの事例を提示すると共に、我が国の学校教育法施行規則に則れば、フィリピンでの典型的な学歴を持つ者が我が国の大学・大学院への入学資格を満たすようになるのはそれぞれ2018年度、2022年度の入学者であることを解説する。

キーワード

フィリピン共和国, 高大接続, K to 12, 6-4-2-4制

1. はじめに

本稿は、フィリピン共和国（以下フィリピン）において2013年を画期に遂行されている中等教育改革が、高等教育に与える影響とそれに対応する政策について情報を整理し考察する。これによって、高大接続を考えるうえでのひとつのモデル・ケースを提示すると共に、我が国の高等教育機関が、フィリピンで取得された学業資格の認証を行う際に必要となる情報を提供することを目的とする。

フィリピンは、20世紀初頭の米国植民地下の時代から1946年の独立を経てもなお、初等中等教育の年数が国際標準に比べて際だって短いという特徴を有していた。これに対し、ベニグノ・アキノ三世政権下において、フィリピン共和国法10533号、いわゆる2013年基礎教育拡大法が成立し、フィリピンの学校システムはそれまでの6-4-4制¹から、1年間の幼稚園教育のあと6年間の初等教育、4年間の前期中等教育と2年間の後期

中等教育を併せた6年間の中等教育を提供する6-4-2-4制に改められた。この改革により大学入学前の学校教育の年数は10年から12年に延長され、その結果フィリピンの学校システムは修業年限の上では国際標準に準拠することとなった。そのためフィリピン国内では、今回の改革によって成立した学校システムは、「幼稚園から大学入学直前の第12学年までの課程」の意味で「K to 12」プログラムと呼ばれている²。また、この改革によって修業年限に変化が生じたのは中等教育部分のみであるが、中等教育の修業年限の延長が高等教育機関に与える影響は大きく、なかでも経済的な負のインパクトを緩和するための諸政策が採られている。本稿が扱うのは、この修業年限そのものの変化の問題と、新たな高等教育政策の問題の2点である。

2. 背景—2013年基礎教育拡大法まで

フィリピンは、その国名がスペイン王フェリペII世に由来することからも分かるように、国家の

* 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

成立の歴史はすなわち植民地の歴史でもある。16世紀から続くスペイン統治時代のフィリピンの学校教育は、多くは教会の運営によるもので、ごく限られた人々のみが享受するものであった (Calata, 2002: 89)。

米西戦争を経てスペインからフィリピンを譲渡された米国の植民地下で、1900年代の初期より無償の公教育が開始された。1904年に初等教育の修業年限は初期初等教育 (primary course) の3年間と、後期初等教育 (higher primary courseあるいはintermediate course) の3年間をあわせた6年間と定められた。その後1907年に初期初等教育が4年間に延長された結果、初等教育は全体で7年の課程となった (Alzona, 1932: 199-201)。いっぽう中等教育は、1902年以来頻繁なカリキュラム改革を経てきたが、修業年限は一貫して4年とされた (Alzona, 1932: 229)。米国植民地下のフィリピンの学校システムは、したがって7-4-4制であったといっていよう。

その後日本による植民地支配を経て1946年に独立したフィリピンでは、長く6-4-4制が採用されてきた。すなわち小学校の6年間 (一部私立小学校では7年間) の後に中等教育 (ハイスクール) の4年間で修了すれば大学入学資格試験の受験資格が生じるという学校システムが基本形とされてきたのである (Sutaria, 1991:4437)。このように、初等中等教育の合計年数が10年間と、国際標準に比べて2年短いことが、広く社会問題としてとらえられるようになったのはおそらく2000年代に入って以降のことと考えられる。フィリピン国内においては、少なくとも1990年代ごろまで

は、初等中等教育段階の就学率の低さと中退率の高さ、国民の識字率の低さのほうが喫緊を要する課題であり、「公立の中等教育での就学機会の拡大という大問題の前には、【初等中等教育に】2年分の学年を足すことは現段階では重要な問題ではな」かったことが指摘されている (Swinerton, 1991: 35)。また国際的にも、たとえばフィリピンのハイスクールから外国の大学への進学に「大きな障壁はな」かった模様で、比較教育学者のガイガーは、初等中等教育が10年間しかないことのしわ寄せは高等教育に及んでいることを指摘しつつも、「教育予算の不足に鑑みれば、他国のシステムに合わせてフィリピンの初等中等教育を2年間延長することにどれほどの利点があるかについては疑問なしとしな」と述べ、学校システムを国際標準に準拠させることよりも、既存の10年間のシステムを整備することが優先すると指摘している (Geiger, 1986: 53)。

しかし2000年代に入って、この、「初等中等教育が国際標準よりも2年短い」ことが社会問題としてクローズアップされるようになってきた。このこと背景には、ひとつには、ヨーロッパで1999年に開始されたボローニャ・プロセスが、フィリピンの学生の主要な留学先である米国にも徐々に影響を及ぼし (Adelman, 2009)、学士課程や大学院への入学希望者の修業期間の、米国のシステムとの同等性に関し以前よりも厳格な判断が求められるようになってきたことが推察される。この時期に、たとえばフィリピンの経済団体であるMakati Business Clubの教育問題委員会は、「フィリピンで得られた学歴は、その学校教育の



図1 2013年基礎教育拡大法前後の学校システム

年数を理由として、外国において格下げして扱われることがままある」という懸念を表明している (Manila Bulletin, 2008)。

このような議論を背景に、ベニグノ・アキノ三世 (大統領在任期間2010年-2016年) の政権下では、初等中等教育改革が重要課題の一つとされ、2013年、賛否両論渦巻く中、冒頭に述べたようにフィリピン共和国法10533号、いわゆる2013年基礎教育拡大法が成立した。これを以てフィリピンの学校制度においては、新たに幼稚園課程1年間と、シニア・ハイスクール2年間の課程が義務教育に追加されたのである (ヴィトリオロ, 2017)。

2013年基礎教育拡大法の成立前と成立後の教育段階を比較したものが図1である。図1に見られるように、この制度改革によりフィリピンの学校制度は国際的な標準型に準拠することとなった。同法の中核をなす条文は第4条であるが、その内容 (抄) は原文と共に稿末に参考資料1として示した。

3. 法の段階的施行と高等教育へのインパクト

3.1 空白の学年の発生

このように、2013年に成立した基礎教育拡大法であるが、その施行への課程は円滑なものではなかった。幼稚園は法の成立以前の2011年度から12年度にかけて、当該法に沿うかたちでの整備が始まったが、問題が大きかったのはシニア・ハイスクールの創設に伴う中等教育段階の2年間の延長である。制度運営の実質上、幼稚園を卒業してなくても小学校の入学資格が否定されるものではないが、シニア・ハイスクールを卒業していることは大学の入学資格になり、同時に就業までの就学期間の純増を意味する。したがって、家計における教育費の増大を懸念した生徒やその親を中心に、制度への反対の世論は大きかった。このようなことから、シニア・ハイスクールの導入にはとりわけ準備期間が長くかかり、制度が施行されたのは2016年度のことであった。新たに創設されたシニア・ハイスクールの完成年度は2017年であり、したがって2017年度を以てフィリピンの初等中等教育の学校システムは名実ともに国際標準に準拠することになる。このため例えば、我が国の大学がフィリピンの初等中等教育を修了した者を入学

させるとして、学校教育法施行規則に定める「12年の課程を修了した者」の要件を満たすのは、通常のケースを想定すれば2017年度にシニア・ハイスクールを卒業する学年 (2018年度に大学に入学する学年) が最初である³。同様に大学院への入学資格の要件である「16年の課程を修了した者」を満たすのは、2021年度に大学を卒業する学年 (2022年度に大学院に入学する学年) が最初である⁴。

この例にも見られるように、2013年基礎教育拡大法による制度改革の対象は初等中等教育、特に2016年度以降の中等教育段階であるが、その影響は学校システムの他の各段階に及んでいる。とりわけ高等教育に対する最大の影響は、シニア・ハイスクール導入の2016年から5年間にわたって、1学年ないし2学年分の学生が原則として存在しないか極端に少ない状態が続くということである。

前項の図1に示した法改正前の状態と法改正後の状態への移行は、学年進行ごとに見ればいちどきに達成されるものではない。実際には従来のハイスクール4年間と大学の4年間のあいだにシニア・ハイスクールの2年間が挿入されることによって、2015年度にハイスクールを卒業した学年は2016年度にシニア・ハイスクールの1年生になる。2016年にはシニア・ハイスクールの2年生は原則として存在しない。いっぽう大学には、2015年度まではハイスクールの卒業生が入学していたが、従来なら2016年度に入学するはずであった学年は上述の通りシニア・ハイスクールに入学するので、この年度には、原則として大学には通常のルートでは学生は入学しないことになる⁵。同じ理由で翌年も通常の入学者はない。そしてこの空白の2学年は、学年進行につれて上級の学年に移行してゆき、2020年度に4年生が空白になっている状態まで、大学には基本的に学生が存在しない学年を擁する年度が5年間続く (図2)。大学の視点から見れば、2015年度までにすでに完成していたすべての大学が一度断絶し、シニア・ハイスクールの学歴を有する学年が入学する2018年度から2021年度にかけて再完成の過程を経ると言えるかも知れない。

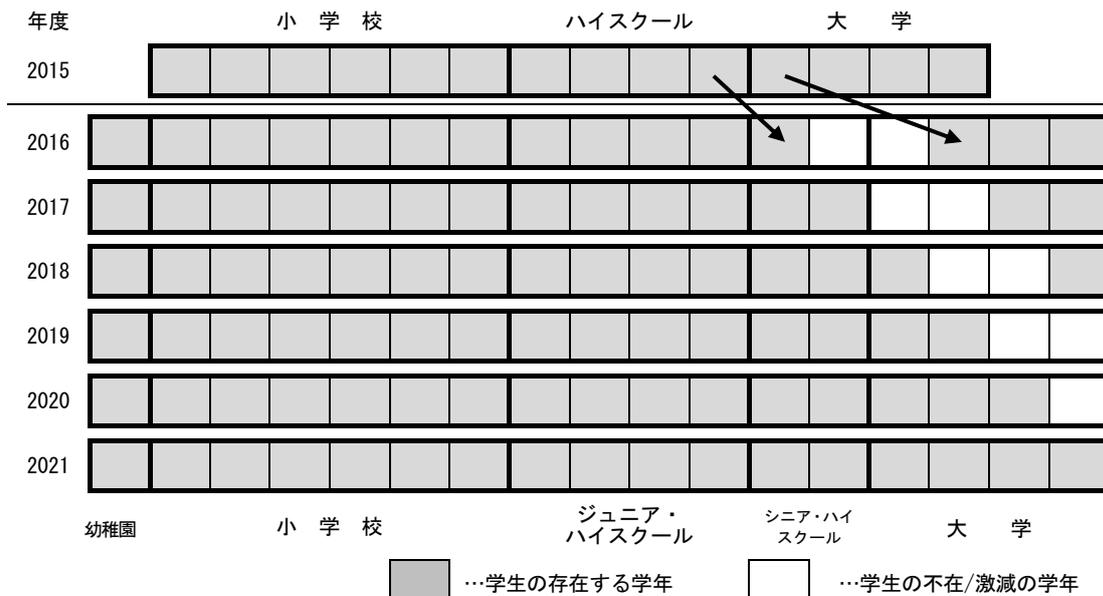


図2 2016年シニア・ハイスクール創設後の学年進行

3.2 高等教育の教職員支援の諸政策

前項で確認したように、2013年基礎教育拡大法の施行は、フィリピンの大学にとって2016年から5年間、空白の学年を擁することを意味する。いっぽうフィリピンの大学は、2017年度の統計によれば、機関数で88%（1953機関中1710機関）と私立大学の占める割合が高く、また全学生の53%が私立大学に属している。したがって高等教育システム全体として学生納付金への依存度も高い（Commission on Higher Education, 2017）。2017年8月には、ドゥテルテ大統領が国立大学の授業料を無償とする法案を成立させたが、実際にはこの無償化は十分な予算措置を待って施行されることが見込まれている。このような環境下にあつて、学士課程に関してのみ言っても、5年間に亘って学生納付金が最大およそ25%から50%も減少することをほぼ規定事項とする今回のK to 12の制度改革は、フィリピン国内の大多数の高等教育機関にとって機関の存続に関わる問題であり、実際に大学によっては入学者の激減にともなう教職員を対象とした人員整理もはじまっている。政府はこの事態を受けて、2013年基礎教育拡大法の大学への負のインパクトを緩和するため、大学に空白の学年が生じる5年間を「K to 12 移行期間」と設定し、教育省、労働雇用省及び高等教育局の管轄下で、この移行期間における大学及び大学の教職員を対象にした複数の補助事業プログラムを打ち

出している。表1に具体例を示すとおり、これらプログラムには、前述したような人員整理の対象となりすでに大学を解雇された元教職員への支援も含まれている。このほか、教職員の再訓練を中心に、学生数の減少する期間に大学システムを通じて全体的なマンパワーの向上が企図されているように見える。高等教育局では、K to 12 移行期間中の補助授業の対象として1万5,000人の大学の教職員と元教職員を想定しており、2016年度前期の時点で4,000人以上の教職員に修士ないし博士の学位を目指すための奨学金が支給されているなど、その実践はすでに始まっている（ヴィトリオロ, 2017）。

4. おわりに

ここまで検討してきた内容を整理すると以下のようなようになる。

1. フィリピンでは、学校教育システムを国際標準に準拠させることを主たる目的として、2013年基礎教育拡大法を制定し、幼稚園教育を義務化すると共に初等中等教育の期間を10年間から12年間に延長した。こうして新たに生まれた学校システムは一般にK to 12プログラムと呼ばれている。
2. 2013年基礎教育拡大法によって、中等教育段階の学校システムは「4年制のハイスクール」から、「4年制のジュニア・ハイスクールと2

表1 K to 12プログラム移行期間特別予算計画と実施状況

予算計画	内容	実施状況 (2016年11月現在)
大学院教育 奨学計画 (国内)	高等教育機関の教員が、フルタイムの学生として修士ないし博士の学位を取得することを促進するための、学納金、生活費、書籍代、旅費、論文執筆助成金を補助するもの。 修士課程ないし博士課程を満期退学した教員が、修士論文ないし博士論文を完成するための研究を続行するための奨学金を得ることができる。	2016年度前期分として4,090件の助成決定。
他業種参画 補助計画	高等教育機関の教職員が、高等教育局に認可された企業などで経験を積み、知識の応用の幅の拡大をはかることを推進するもの。	2016年前期分として218件の助成決定。
大学院教育 奨学計画 (海外)	<ul style="list-style-type: none"> ●スタートアップ助成 資格を認められた高等教育機関の教職員に、GRE, TOEFL, IELTSなど海外で学ぶために必要な資格試験に必要な費用をまかなうバウチャーを補助するもの。 ●サンドイッチ型博士学位助成 国内の大学の博士課程を満期退学した研究者が、海外の高等教育機関で一年間に亘って博士論文を執筆するための研究を行い、帰国して国内の大学で博士論文を完成することを補助するもの。 ●部分助成 財政上の困難がありかつ資格を認められた高等教育機関の教職員に、海外の高等教育機関で学ぶための助成をするもの。学費、住居費のほか生活費の一部が補助される。 ●全額助成 高等教育局が構築してきたネットワークを通じ、アセアン域内を中心とした各国の質の高い高等教育機関におけるフィリピン人研究者の研究のための斡旋、費用補助、または全額奨学金の給付を行うもの。 	スタートアップ助成9件、サンドイッチ型博士学位助成28件、部分助成28件が決定。(教職員の申請が実際の留学の1学期前に行われるため、審査は申請順に可否の判定がなされる。)
専門深化	資格を認められた高等教育機関の教職員に、非学位型の専門深化課程で履修して以下の領域での専門知識を深めるための補助をするもの。 1. 大学院履修証明プログラム / 2. リーダーシップ養成プログラム / 3. MOOCs学習認定者養成プログラム	海外専門深化3件、国内専門深化2件の助成決定
ポストドク研究	博士の学位を持つ教職員が、1年までの期間で、国内外の威信の高い機関において博士後資格 (Senior Doctor等) を取得することを補助するもの。	2件の助成決定。
継続専門教育 プログラム	高等教育局が予算措置を行って、海外の威信の高い組織の協力も得ながら、局内の技術パネルや技術委員会およびセンターオブエクセレンス (COE) やセンターオブデベロップメント (COD) の指定を受けた大学の部局を通じて、履修証明プログラムや短期研修プログラムを提供するもの。	
高等学校 補助計画	<ul style="list-style-type: none"> ●高等教育機関単独教員アクションリサーチ助成 高等教育機関の教員で、K to 12移行期間に高等学校で授業を担当することになった者を対象とする助成。教員が、エビデンス・ベースでかつ十分に記述された教授・学習の実施に関するアクションリサーチを行うことを助成するもの。 ●高等教育機関グループ教員知識開発助成 高等教育機関の教員が、専攻ないし課程ごとの小規模なグループで、高等学校教員の知識開発のプログラム開発と実施を行うことを助成するもの。 	単独アクションリサーチ2件助成決定。高等学校教授法ガイド19件が完成し、4,444人の高等学校教員が研修を経験。1,637校の高等教育機関が高等学校課程を提供。
機関開発改革 補助計画	<ul style="list-style-type: none"> ●機関開発助成 センターオブエクセレンスやセンターオブデベロップメントの指定を目指す課程の支援のための助成。 ●機関改革助成 現有の高等教育機関の資源を活用し、産業界や国際社会の要請に応えた、より効果的で質の高い教育・研究・社会貢献のプログラムを実現することを促進するもの。 	534件の概要申請のうち293件が本審査に進行。
解雇者向け 高等教育局開発 パッケージ	K to 12移行期に解雇を受けた教職員に、高等教育局の奨学金や助成金を受けて、上位の資格を取得し、専門分野での研究に専心し、また専門分野での教育を受けることを可能にするプログラム。	

出典：ヴィトリオロ、2017に加筆修正

年制のシニア・ハイスクール」へと転換され、2016年から制度が実施に移された。実質的にシニア・ハイスクール分の2年間が挿入されたことになる。

3. シニア・ハイスクールの2年間が挿入されたことにより、高等教育段階には入学者がほとんど発生しない2年間が生じ、大学の4年間の学士課程であれば2016年度から2021年度までの5年間にわたって、1ないし2学年に学生がほぼまったく存在しないという空白の学年が発生する。
4. フィリピン政府は上記の空白の学年が存在する間をK to 12移行期間と称し、学生数激減期の高等教育の教職員に対し、再教育や再雇用のための奨学制度を中心とした支援策を打ち出している。
5. 2013年基礎教育拡大法の施行により、我が国の学校教育法施行規則に照らして、フィリピンでの学歴を持つ者が大学への入学資格として設定されている「12年の課程を修了した者」の要件を満たすのは、通常のケースを想定すれば2017年度にシニア・ハイスクールを卒業する学年（2018年度に大学に入学する学年）から、同様に大学院への入学資格の要件である「16年の課程を修了した者」を満たすのは、2021年度に大学を卒業する学年（2022年度に大学院に入学する学年）からである（注4参照）。

このように、初等中等教育の制度上の大転換のプロセスが高等教育制度にも大きな影響を与えているフィリピンの現状は、教育政策上の重大な課題そのものであるだけでなく、高大接続の問題を考える上で貴重な実例を提供するものでもある。また、法成立後3年間の猶予期間を設けたとはいえ、家計における教育費の増大は現実のものであり、したがって中等教育の年限の伸長による高等教育への進学率やあるいは中等教育そのもののリテンション率が低下することも予想される。さらに、K to 12移行期間の高等教育への負の影響を緩和するために打ち出された諸政策が、2016年6月のドゥテルテ大統領への政権交代を経て、2021年まで当初の計画通り実行されるのか、あるいは計画の実行が続いた場合にその効果はどの程度のものか、今後の推移を注意深く観察する必要が指摘される所以である。

【注】

1. 学士課程を4年間の課程として、この場合初等教育6年間－中等教育4年間－高等教育4年間の6－4－4制と示す。
2. 制度上、幼稚園から初等教育を経て中等教育修了までのK to 12プログラムのすべてが義務教育とされている。
3. 文部科学省は告示第74号（2016年3月31日）において、大学の入学資格に関し、「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1号の規定に基づき、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）の一部」を改正し、「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者」に大学の入学資格を認めるとした。2013年基礎教育拡大法による制度改革以前のフィリピンの初等中等教育は11年にも満たない10年の課程であったため、この指定の改正によっても学校教育法施行規則の規定を満たさない公算が高かった。
4. フィリピンの学年暦は共和国法7797号により、現状では原則として6月から翌年3月までである。このため、たとえば2018年度に大学に進学する学年は、原則通りならば我が国の高校生と同様に、2018年3月にはシニア・ハイスクールの課程を修了していることになる。ただし、フィリピン大学やアテネオ・デ・マニラ大学などの有力大学を含む複数の大学が、やはり国際通用性の向上を期して、共和国法7797号が許容する学年暦開始の最終限度の時期である8月まで待つて翌年5月までの学年を開始する動きが広がっている。したがって、例えば大学への編入資格や大学院などの入学資格の審査の際には、当該申請者の出身大学が何月に学期を開始しているかを確認する要が指摘できる。
5. ただし、ハイスクールにおいて夏期講習などを通じて通常よりも多くの課業を経た者を対象に早期入学が認められているほか、他機関からの転学などによって、特に首都圏の威信の高い大学においては通常の学年よりも少ないながら

も新入生は獲得されており、学年がまったく空白にはならないケースもある。K to 12プログラムは社会的・経済的背景による大学の格差を拡大しうるものであるとも言えよう。

参考文献

- Adelman, C. (2009). *The Bologna Process for U.S. Eyes: Re-learning Higher Education in the Age of Convergence*, Institute for Higher Education Policy, Washington D. C.
- Alzona, E. (1932). *A History of Education in the Philippines, 1565-1930*, University of the Philippines Press, Manila
- Calata, A., A. (2002). "The Role of Education in Americanizing Filipinos," in *Mixed Blessing: The Impact of the American Colonial Experience on Politics and Society in the Philippines*, ed. Hazel M. McFerson, Greenwood Press, Westport, CT.
- Commission on Higher Education (2017). *2017 Higher Education Facts and Figures*, <http://web.ched.gov.ph/2017-higher-education-facts-figures/> (Last retrieved October 2017)
- Geiger, R., L. (1986). *Private Sectors in Higher Education: Structure, Function, and Change in Eight Countries*, University of Michigan Press, Ann Arbor, MI.
- Manila Bulletin (2008). "Great Expectations as School Year Opens," June 10, 2008,
- Sutaria, M., C. (1994). "Philippines: System of Education," in *The International Encyclopedia of Education*, 2nd ed., Vol. 8, eds. Torsten Husén and T. Neville Postlethwaite, Pergamon, Oxford
- Swinerton, E., N. (1991). *Philippine Higher Education: Toward the Twenty-First Century*, Praeger Publishers, New York
- ヴェトリオロ, フリト・D. 森 利枝 訳 (2017). 「フィリピンの初等中等教育改革と高等教育へのインパクト」, 教育学術新聞2670号, 日本私立大学協会, 2017年1月1日, 9頁 (*Reforming Basic Education in the Philippines: The K to 12 Framework towards Global Competitiveness*)

(受稿日 平成29年3月27日)

(受理日 平成29年10月12日)

参考資料 1

フィリピン共和国法10533 【抄】

第4条 (拡大基礎教育)

拡大された基礎教育は、順に最低1年間の幼稚園教育、6年間の初等教育、6年間の中等教育からなる。中等教育は、4年間の中学校(ジュニア・ハイスクール)と2年間の高等学校(シニア・ハイスクール)からなる。

幼稚園教育は、5歳以上の子どもを対象に、1年間の準備教育を提供するもので、第1学年への基礎資格となるものである。

初等教育は第2段階の義務基礎教育で、6年間で構成される。典型的な初等教育の就学年齢は6歳である。

中等教育は、義務基礎教育の第3段階である。中等教育は4年間の中学校教育と、2年間の高等学校教育からなる。中学校と高等学校の就学年齢はそれぞれ、典型的には12歳と16歳である。【以下略】

REPUBLIC ACT NO. 10533 (Extract)

SEC. 4. Enhanced Basic Education Program. - The enhanced basic education program encompasses at least one (1) year of kindergarten education, six (6) years of elementary education, and six (6) years of secondary education, in that sequence. Secondary education includes four (4) years of junior high school and two (2) years of senior high school education.

Kindergarten education shall mean one (1) year of preparatory education for children at least five (5) years old as a prerequisite for Grade I.

Elementary education refers to the second stage of compulsory basic education which is composed of six (6) years. The entrant age to this level is typically six (6) years old.

Secondary education refers to the third stage of compulsory basic education. It consists of four (4) years of junior high school education and two (2) years of senior high school education. The entrant age to the junior and senior high school levels are typically twelve (12) and sixteen (16) years old, respectively. [The rest of the Section 4 is omitted from the citation.]

[ABSTRACT]

The K to 12 Basic Education Reform in the Philippines:
Focusing on its Impact on Higher Education

MORI Rie *

Based on the Republic Act 10533 (RA 10533) or the Enhanced Basic Education Act of 2013, duration of elementary and secondary education in the Philippines was prolonged from 10 years to 12 years, making them correspond with the international standard of school systems. This article examines this reform, which is also known as the K to 12 program, focusing on its background and especially its negative impact on higher education along with the countermeasures taken by the central government. This article points out the significance of this reform as a case study of secondary-to-higher-education articulation issues. It also explains why Filipino basic education accommodates Japanese higher education articulation regulation at undergraduate and graduate levels in 2018 and 2022, respectively.

* Professor, Research Department, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education